

令和7年11月13日

## 久留米市農業委員会総会議事録

久留米市農業委員会

令和7年11月13日、午前9時30分久留米市職員会館メルクス3階会議室に招集する。

付議事項は、別紙久留米市農業委員会総会議案のとおりである。

出席委員は、次のとおりである。

1番	今村 東 委員
3番	大石 敏裕 委員
4番	甲斐サエ子 委員
5番	柿本 正信 委員
6番	川津 富夫 委員
7番	古賀 喜治 委員
8番	後藤マス子 委員
9番	清水 邦宏 委員
10番	白水 貴 委員
12番	高田 光秀 委員
13番	田川 政文 委員
14番	田中 文 委員
15番	轟 香代子 委員
16番	中園 正彦 委員
17番	中村 裕 委員
18番	中山 健治 委員
19番	林田 高夫 委員
20番	日比生和雄 委員
21番	福島 哲憲 委員
22番	保坂 泰生 委員
23番	松隈 康吉 委員
24番	本山 龍一 委員

欠席委員は次のとおりである。

内田すなを 委員 末次 龍夫 委員

事務局の出席者は8名である。

**事務局** おはようございます。11月総会の開催に当たり報告をいたします。  
本日は、現委員数24名中22名の出席がっておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、総会は成立をいたしております。  
それでは、会長よろしく申し上げます。

**議長** 皆様おはようございます。ただ今より11月の農業委員会総会を開催いたします。  
第1号議案「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。  
なお、審議番号17番及び24番につきましては、第3号議案の農地法第5条の規定による許可申請についての審議番号17番及び12番と関連のある案件でございますので、審議番号17番及び24番は、第3号議案と一括して議題といたします。  
事務局からの説明を求めます。

**事務局** 1ページをお願いいたします。  
第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請について。  
農地の所有権移転、賃借権設定、使用貸借権設定の許可申請書が提出されましたので付議いたします。  
所有権移転、東部地域、審議番号1番から、3ページの審議番号9番までの9件です。  
西部地域、審議番号10番から、5ページの審議番号16番までの7件です。  
賃借権設定、東部地域、審議番号18番の1件です。  
6ページをお願いいたします。  
使用貸借権設定、東部地域、審議番号19番、20番の2件です。西部地域、審議番号21番から、7ページの審議番号23番までの3件です。  
なお、6ページ、審議番号21番及び7ページ、審議番号22番の案件につきましては、申請人が一般法人になりますので、解除条件付での貸借契約を行うものとなっております。  
以上、審議番号1番から17番を除く審議番号23番までの各申請案件につきましては、農地法第3条第2項及び第3項各号の審査基準について審査会において説明を行いましたが、不許可相当に該当しない申請であり、審査基準に適合していることを報告いたします。  
以上で説明を終わります。

議長 事務局からの説明が終わりました。  
なお、本議案の審議番号7番、15番、21番及び22番は、新規就農及び新規農地取得案件でありますので、聞き取り調査の結果について担当委員より報告をお願いいたします。

委員 審議番号7番の案件につきまして、10月24日に申請人の\*\*\*\*氏と私、\*\*、\*\*副会長、\*\*推進委員並びに事務局職員においてヒアリングを実施いたしましたので御報告いたします。  
申請人の\*\*\*\*氏は、現在、うきは市の吉井町にお住まいです。田主丸の宅地とともに隣接する対象農地を購入する予定です。新規農地取得になります。申請人の年齢は57歳です。農作業につきましては、申請人と2人の子と行います。当面の間、吉井町からの通いとなりますが、住宅を購入次第、当該住宅を拠点として管理を行っていく予定とのことです。取得する農地では、レモン及び野菜を栽培する予定となっております。栽培技術等につきましては、農業を営んでいる妻の実家に相談するとのことです。農作業に必要な耕耘機、軽トラックなどの機材は、妻の実家により借用する予定です。ヒアリングした結果、申請人の意欲も高く、今後の適切な農地管理を見込めるものと考えられます。また、ヒアリング結果について、11月4日の東部審査会へ報告を行い、問題ないと判断されております。  
以上、ヒアリング結果について報告を終わります。

委員 審議番号15番の案件につきまして、10月24日に申請人、\*\*\*\*氏と私、\*\*、\*\*推進委員、事務局職員においてヒアリングを実施いたしましたので、報告いたします。  
申請人の\*\*\*\*氏は、今回、三潴町生岩の農地を売買にて取得し、農業を始める予定です。新規農地取得になります。申請人の年齢は71歳です。申請人は今回の申請地から自宅まで徒歩1分となっております。農作業は申請人本人が行うとのことです。営農計画は、野菜、タマネギ、レタス、トマト、ほうれん草、大根を作付する計画となっております。\*\*氏は、10から15年の家庭菜園にて農業経験があります。現地権者の\*\*氏やJAから指導を受けながら、農地の管理をやっていききたいとお考えをお持ちです。農機具については、耕耘機、草刈機を所有してあります。ヒアリングをした結果、やる気も見受けられ、農地の維持管理も見込めるものと考えられます。また、ヒアリングをした結果について、11月5日に西部審査会に報告

を行い、問題ないと判断されております。

以上で、ヒアリング結果について報告を終わります。

**委員** 審議番号21番、22番の案件につきまして、10月28日に申請人の\*\*\*\*株式会社の代表取締役である\*\*\*\*氏、私、\*\*、\*\*推進委員、事務局職員においてヒアリングを実施しましたので、報告いたします。

申請人の\*\*\*\*株式会社は、今回、荒木の農地を使用貸借にて借り受け、農業を始める予定です。新規就農になります。農作業は常時雇用している9名と臨時で雇用する4名で行うとのことです。営農計画は、米、麦、野菜を作付する計画となっております。農業経験については、代表取締役が、現在、家族・従業員と約40ヘクタールの農地を耕作しています。農機具については、田植え機、トラクター、軽トラック、コンバインを保有しています。収穫物はJA等へ出荷される計画です。ヒアリングをした結果、意欲も見受けられ、今後の活躍も見込めるものと考えられます。また、ヒアリング結果について、11月5日の西部審査会へ報告を行い、問題はないと判断されております。

以上、ヒアリングの結果について報告を終わります。

**議長** 報告が終わりましたので、ただいまより質疑に入りたいと思います。質疑のある方は挙手を願います。質疑はございませんでしょうか。

「なしの声」

**議長** 質疑はないようございましたので、質疑を終了しまして、採決をいたします。審議番号17番及び24番を除く第1号議案について、賛成の方は挙手を願います。

全 員 挙 手

**議長** ありがとうございます。全員挙手により、審議番号17番及び24番を除く第1号議案は可決されました。

続きまして、第2号議案「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

8ページをお願いいたします。

第2号議案、農地法第4条の規定による許可申請について。農地転用許可申請書が提出されたので付議いたします。

東部地域、1番、2番の2件です。

1番、申請地、田主丸町益生田、畑2筆、計118㎡。申請理由、申請地を農家住宅及び農業用倉庫の敷地として拡張するものです。農地区分は第1種農地ですが、特別の立地条件を必要とする事業に供するものとして、不許可の例外規定を適用しております。

2番、申請地、田主丸町益生田、畑1筆、355㎡。申請理由、申請地を農業用貸露天資材置場及び露天駐車場として利用するものです。農地区分は第1種農地ですが、地域農業の振興に資する施設に供するものとして、不許可の例外規定を適用しております。

西部地域3番、4番の2件です。

3番、申請地、荒木町下荒木、田・畑2筆、計247㎡。申請理由、申請地を農家住宅、農業用倉庫及び貸露天資材置場の敷地として拡張するものです。農地区分は第1種農地ですが、特別の立地条件を必要とする事業に供するものとして、不許可の例外規定を適用しております。

4番、申請地、宮ノ陣町大杜、田1筆、3,540㎡。申請理由、申請地に盛土を行い、畑として利用するもの。農地改良行為です。農地区分は農用地ですが、一時的な利用に供するものとして、不許可の例外規定を適用しております。

なお、審議番号4番につきましては、県農業会議の意見聴取案件でございます。

以上で説明を終わります。

議長

事務局からの説明が終わりましたので、審査会からの審査結果報告をいただきたいと思っております。それでは、東部審査会、西部審査会の順番でお願いします。

委員

東部審査会の4条申請について報告します。

審議番号1番、地図ナンバーは1番です。転用目的は農家住宅及び農業用倉庫の敷地として拡張するものですが、既に施工をされておりましたので、始末書つきの申請となっております。申請地は、水縄小学校から北西へ約300mのところの位置します。農地区分につきましては、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区

域内にある農地で、第1種農地に該当しますが、特別の立地条件を必要とする事業として、不許可の例外規定に該当するものと判断しております。雨水排水につきましては、自然流下で排水されます。汚水・生活雑排水につきましては、合併浄化槽を経由して南側の道路側溝へ排水します。被害防除につきましては、既設の石積みにより土砂の流出を防ぐ計画となっております。

続きまして、審議番号2番、地図ナンバーは2番です。転用目的は、農業用貸露天資材置場及び露天駐車場として利用するものですが、既に施工されておりましたので、始末書つきの申請となっております。なお、申請地の周辺で農業を営んでいる方へ農業用露天資材置場及び露天駐車場として貸す計画です。申請地は、水縄小学校から西へ約1.6kmのところのところに位置します。農地区分につきましては、特定土地改良事業の施工の区域内にある農地で、第1種農地に該当しますが、地域農業の振興に資する施設に供するものとして、不許可の例外規定に該当するものと判断しております。雨水排水につきましては、自然流下で排水されます。汚水・生活雑排水につきましては発生しません。被害防除につきましては、既設の石積みにより土砂の流出を防ぐ計画となっております。

これらの全ての申請案件について、排水承諾等、添付書類を確認しております。

以上の2件につきまして、担当地区の農業委員及び推進委員の現地審査を踏まえ、書類審査を行いました。問題がないものと判断しております。御審議のほどよろしくお願いいたします。

**委 員** 続きまして、西部審査会の4条申請について報告します。

審議番号3番、地図ナンバーは3番です。転用目的は、農家住宅、農業用倉庫及び貸露天資材置場の敷地として拡張するものですが、既に一部を施工済みのため、始末書つきの申請となっております。申請地は、荒木小学校から南西へ約1.2kmのところのところに位置しております。農地区分につきましては、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で、第1種農地に該当しますが、特別の立地条件を必要とする事業として、不許可の例外規定に該当するものと判断しております。雨水排水につきましては、自然流下及び溜桝を経由して南側の水路へ排水されます。汚水・生活雑排水につきましては、西側の道路に埋設された市下水道管に接続します。被害防除につきましては、既設のコンクリートブロック及び既設石積みにより土砂の流出を防ぐ計画です。

続きまして、審議番号4番、地図ナンバーは4番です。転用目的は、農地改良行為に伴う一時転用です。一時転用期間は、許可日から令和8年5月30日の予定で、改良後は畑として利用する計画となっています。申請地は、宮ノ陣中学校から北へ約750mのところに位置しています。農地区分につきましては、農用地区域内にある農地ですが、一時的な利用に供するものとして、不許可の例外規定に該当するものと判断しております。雨水排水につきましては、排水桝を經由して東側及び南側の水路へ排水されます。汚水・生活雑排水につきましては発生しません。被害防除につきましては、法面施工により土砂の流出を防ぐ計画です。

これら全ての申請案件について、排水承諾等、添付書類を確認しております。

以上2件につきまして、担当地区の農業委員及び推進委員の現地審査を踏まえ、書類審査を行いました。問題がないものと判断しております。御審議のほどよろしく申し上げます。

議 長 報告が終わりましたので、ただいまより質疑に入りたいと思います。質疑のある方は挙手を願います。質疑ございませんでしょうか。

「なしの声」

議 長 質疑はないようでございますので、終了いたしまして採決をいたします。第2号議案について、賛成の方、挙手を願います。

全 員 挙 手

議 長 ありがとうございます。全員挙手により、第2号議案は可決されました。なお、審議番号4番は、許可相当として県農業会議への意見聴取をいたします。それでは、続きまして、第1号議案の審議番号17番、24番及び第3号議案を議題といたします。なお、第3号議案の審議番号13番は、議席番号\*番の\*\*委員の貸渡人であるため、農業委員会に関する法律第31条第1項の規定による議事参与の制限に該当をいたします。よって、第3号議案の審議番号13番を先に審議し、次に、第1号議案の17番、24番及び、審議番号13番を除く第3号議案を審議いたします。それでは、第3号議案の審議番号13番を議題といたします。議席番号\*番の\*\*委員の退席を求めます。

「\*\*委員 退席」

議 長 それでは、第3号議案の審議番号13番につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 9ページをお願いいたします。

第3号議案、農地法第5条の規定による許可申請について。農地転用許可申請書が提出されましたので付議いたします。

12ページをお願いします。

13番、申請地、藤山町、畑1筆、1,192㎡のうち30㎡。申請理由、申請地を借り受けて、露天車両置場として利用するものです。農地区分は第1種農地ですが、一時的な利用に供するものとして不許可の例外規定を適用しております。

以上で説明を終わります。

議 長 説明が終わりましたので、審査会の審査結果報告を受けたいと思います。西部審査会よりお願いします。

委 員 審議番号13番、地図ナンバーは17番です。転用目的は一時転用（露天車両置場）として利用するものです。一時転用期間は許可後から令和8年6月30日の予定で、一時転用終了後も畑として利用する計画となっています。申請地は青陵中学校から南東へ約1kmのところ position しております。農地区分につきましては、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で、第1種農地に該当しますが、一時的な利用に供するものとして、不許可の例外規定に該当するものと判断しております。雨水排水につきましては、自然流下で排水されます。汚水・生活雑排水につきましては発生しません。被害防除につきましては、土木シートの上に敷鉄板を設置して土砂の流出を防ぐ計画です。この申請案件について排水承諾等添付書類を確認しております。

以上、1件につきまして、担当地区の農業委員及び推進委員の現地審査を踏まえ、書類審査を行いました。問題がないものと判断しております。

御審議のほどよろしく申し上げます。

議 長 報告が終わりましたので、質疑に入りたいと思います。質疑のある方は挙手を願います。

「なしの声」

議 長 質疑がないようでございますので、採決をいたします。  
第3号議案、審議番号13番につきまして、賛成の方は挙手を願います。

全 員 挙 手

議 長 全員挙手により、第3号議案、審議番号13番は可決されました。  
第3号議案、審議番号13番の審議が終了いたしましたので、議席番号\*\*番の\*\*委員の出席を認めます。

「\*\*委員 出席」

\*\*委員に報告いたします。第3号議案、審議番号13番は可決されました。  
それでは、続きまして、第1号議案の審議番号17番、24番及び審議番号13番を除く  
第3号議案を審議いたします。事務局の説明を求めます。

事 務 局 1ページをお願いいたします。  
第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請について。農地の所有権移転、区分地上権設定の許可申請書が提出されましたので付議いたします。  
5ページをお願いいたします。  
所有権移転、西部地域、審議番号17番の1件です。こちらにつきましては、第3号議案17番と相互交換による関連案件となります。  
7ページをお願いいたします。  
区分地上権設定、西部地域、審議番号24番の1件です。こちらは営農型太陽光発電設備を設置するものに伴い、区分地上権設定をするものです。第3号議案、12番と関連案件です。本件は、令和元年に営農型太陽光パネル設置のために地上権設定をしていましたが、営農型太陽光の一時転用期間を更新するに当たり、地上権設定も更新するものです。

以上、審議番号17番、24番の申請案件につきましては、農地法第3条第2項各号の審査基準について審査会において説明を行いました。不許可相当に該当しない申請であり、審査基準に適合していることを報告いたします。

続きまして、9ページをお願いします。

第3号議案、農地法第5条の規定による許可申請について。農地転用許可申請書が提出されたので付議いたします。

東部地域、1番から11ページ9番までの9件です。

1番、申請地、大橋町合楽、田2筆、計2,797㎡。申請理由、申請地を借り受けて、露天駐車場兼展示場として利用するものです。農地区分は第1種農地ですが、地域農業の振興に資する施設に供するものとして、不許可の例外規定を適用しております。

2番、申請地、田主丸町志塚島、畑1筆、739㎡。申請理由、申請地を取得して、貸露天資材置場として利用するものです。農地区分は第1種農地ですが、地域農業の振興に資する施設に供するものとして、不許可の例外規定を適用しております。

3番、申請地、田主丸町長栖、畑1筆、28㎡。申請理由、申請地を取得して、自己用住宅の敷地を拡張するものです。農地区分は第1種農地ですが、特別の立地条件を必要とする事業に供するものとして、不許可の例外規定を適用しております。

10ページをお願いします。

4番、申請地、田主丸町益生田、畑1筆、391㎡。申請理由、申請地を借り受けて、自己用住宅を建築するものです。農地区分は第1種農地ですが、地域農業の振興に資する施設に供するものとして、不許可の例外規定を適用しております。

5番、申請地、北野町赤司、田・畑2筆、計239㎡。申請理由、申請地を借り受けて、自己用住宅を建築するものです。農地区分は第1種農地と第2種農地ですが、地域農業の振興に資する施設に供するものとして、不許可の例外規定を適用しております。

6番、申請地、北野町金島、田・畑3筆、計697㎡。申請理由、申請地を取得して、自己用住宅を建築するものです。

7番、申請地、北野町高良、田2筆、計135.1㎡。申請理由、申請地を取得して、露天駐車場として利用するものです。

11ページをお願いします。

8番、申請地、北野町十郎丸、畑1筆、692㎡。申請理由、申請地を取得して、貸露天資材置場及び露天駐車場として利用するものです。

9番、申請地、北野町陣屋、畑1筆、442㎡。申請理由、申請地を借り受けて、農業用倉庫を建築するものです。

西部地域、10番から12ページの13番を除く、14ページ、19番までの10件です。

10番、申請地、荒木町下荒木、田4筆、計3,004㎡。申請理由、申請地を取得して、特定建築条件付売買予定地10区画として利用するものです。農地区分は第1種農地と第3種農地ですが、地域農業の振興に資する施設に供するものとして、不許可の例外規定を適用しております。

12ページをお願いします。

11番、申請地、上津町、畑2筆、計1,546㎡。申請理由、申請地を取得して、露天資材置場として利用するものです。

12番、申請地、大善寺町宮本、田1筆、595㎡のうち1.05㎡。申請理由、申請地を借り受けて、営農型太陽光発電設備を設置するものです。農地区分は農用地ですが、一時的な利用に供するものとして、不許可の例外規定を適用しております。第1号議案、24番と関連案件です。

13ページをお願いします。

14番、申請地、城島町、江上上、田1筆、247㎡。申請理由、申請地を譲り受けて、倉庫を建築するものです。農地区分は第1種農地ですが、地域農業の振興に資する施設に供するものとして、不許可の例外規定を適用しております。

15番、申請地、城島町上青木、田1筆、149㎡。申請理由、申請地を取得して、露天駐車場として利用するものです。農地区分は第1種農地ですが、地域農業の振興に資する施設に供するものとして、不許可の例外規定を適用しております。

16番、申請地、三潞町壺町原、田1筆、998㎡。申請理由、申請地を取得して、特定建築条件付売買予定地4区画として利用するものです。農地区分は第1種農地ですが、地域農業の振興に資する施設に供するものとして、不許可の例外規定を適用しております。

17番、申請地、三潞町田川、畑1筆、11㎡。申請理由、申請地を取得して、自己用住宅を建築するものです。農地区分は第1種農地ですが、隣接土地と同一事業に供するものとして、不許可の例外規定を適用しております。第1号議案、17番と関連案件です。

14ページをお願いします。

18番、申請地、三潞町玉満、田・畑5筆、計4,186㎡。申請理由、申請地を取得して、特定建築条件付売買予定地16区画として利用するものです。

19番、申請地、三潞町玉満、田1筆、389㎡。申請理由、申請地を取得して、自己用住宅を建築するものです。なお、審議番号1番、10番、12番、18番につきましては、県農業会議の意見聴取案件でございます。

以上で説明を終わります。

**議 長** 説明が終わりましたので、審査会からの審査結果の報告を受けたいと思います。それでは、東部審査会よりお願いします。

**委 員** 東部審査会の5条申請について報告します。

審議番号1番、地図ナンバーは5番です。転用目的は、露天駐車場兼展示場として利用するものですが、既に施工されておりましたので、始末書つきの申請となっております。申請地は、大橋小学校から南東へ約600mのところへ位置します。農地区分につきましては、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で、第1種農地に該当しますが、地域農業の振興に資する施設に供するものとして、不許可の例外規定に該当するものと判断しております。雨水排水につきましては、自然流下で北側の水路へ排水されます。汚水・生活雑排水につきましては発生しません。被害防御につきましては、既設の石積み、既設の擁壁及び既設のコンクリートブロックにより土砂の流出を防ぐ計画です。

続きまして、審議番号2番、地図ナンバーは6番です。転用目的は、貸露天資材置場として利用するものですが、一部建物の敷地として使われておりましたので、始末書つきの申請となっております。なお、申請人が役員を務める土木建設業の会社へ露天資材置場として貸す計画です。申請地は、川会小学校から東へ約640mのところに位置します。農地区分につきましては、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で、第1種農地に該当しますが、地域農業の振興に資する施設に供するものとして、不許可の例外規定に該当するものと判断しております。雨水排水につきましては、自然流下で排水されます。汚水・生活雑排水につきましては発生しません。被害防除につきましては、境界より1m後退したところにコンクリートブロックを設置して、土砂の流出を防ぐ計画です。

続きまして、審議番号3番、地図ナンバーは7番です。転用目的は、自己用住宅の敷地として拡張するものです。申請地は、船越小学校から北東へ約1.4kmのところへ位置します。農地区分につきましては、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で、第1種農地に該当しますが、特別の立地条件を必要

とする事業として、不許可の例外規定に該当するものと判断しております。雨水排水につきましては、溜柵を経由して、中央部分に東西に走る水路で排水されます。汚水・生活雑排水につきましては、合併浄化槽を経由して中央部分に東西に走る水路へ排水します。被害防除につきましては、L型擁壁及びコンクリートブロックを設置し、土砂の流出を防ぐ計画です。

続きまして、審議番号4番、地図ナンバーは8番です。転用目的は、自己用住宅を建築するものです。申請地は、水縄小学校から北西へ約300mのところを位置します。農地区分につきましては、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で、第1種農地に該当しますが、地域農業の振興に資する施設に供するものとして、不許可の例外規定に該当するものと判断しております。雨水排水につきましては、溜柵を経由して南側の道路側溝へ排水されます。汚水・生活雑排水につきましては、南側の道路に埋設された市下水道管に接続します。被害防除につきましては、既設の石積みにより土砂の流出を防ぐ計画です。

続きまして、審議番号5番、地図ナンバーは9番です。転用目的は自己用住宅を建築するものです。申請地は、西鉄大城駅から北西へ約670mのところへ位置します。農地区分につきましては、南側の道路に面している農地については、農用地区域内農地以外であって、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地でありますので第2種農地と判断しております。南側の道路に面していない農地については、特定土地改良事業の施工の区域内にある農地で、第1種農地に該当しますが、地域農業の振興に資する施設に供するものとして不許可の例外規定に該当すると判断しております。雨水排水につきましては、溜柵を経由して南側の道路側溝に排水されます。汚水・生活雑排水につきましては、南側の道路に埋設された市下水道管に接続します。被害防除につきましては、既設のコンクリートブロック及びコンクリートブロックを設置して、土砂の流出を防ぐ計画です。

続きまして、審議番号6番、地図ナンバーは10番です。転用目的は、自己用住宅を建設するものですが、資材置場として利用していたしましたので、始末書付きの申請となっております。申請地は、西鉄大城駅から南西へ約290mのところへ位置します。農地区分につきましては、都市計画法に規定する用途地域内にある農地でありますので、第3種農地と判断しております。雨水排水につきましては、溜柵を経由して西側の水路へ排水されます。汚水・生活雑排水につきましては、西側の道路に埋設された市下水道管に接続します。被害防除につきましては、L型擁壁及びコンクリートブロックを設置して土砂の流出を防ぐ計画です。

続きまして、審議番号7番、地図ナンバーは11番です。転用目的は露天駐車場として利用するものです。申請地は、北野総合支所から南西へ約730mのところに位置します。農地区分につきましては、都市計画法に規定する用途地域内にある農地でありますので、第3種農地として判断しております。雨水排水につきましては、自然流下で排水されます。汚水・生活雑排水につきましては発生しません。被害防除につきましては、コンクリートブロックを設置して土砂の流出を防ぐ計画です。

続きまして、審議番号8番、地図ナンバーは12番です。転用目的は、貸露天資材置場及び露天駐車場として利用するものです。なお、申請人が代表を務める自動車販売業の会社へ露天資材置場及び露天駐車場として貸す計画です。申請地は西鉄古賀茶屋駅から西へ約200mのところに位置します。農地区分につきましては、都市計画法に規定する用途地域内にある農地でありますので、第3種農地と判断しております。雨水排水につきましては自然流下で南側の既設側溝へ排水されます。汚水・生活雑排水につきましては発生しません。被害防除につきましては、法面を転圧して土砂の流出を防ぐ計画です。なお、水利関係承諾書につきましては、自治会長から景観などを理由に計画に対して承諾をいただいておりますが、現地調査を踏まえて問題がないことを確認しております。

続きまして、審議番号9番、地図ナンバー13番です。転用目的は農業用倉庫を建築するものですが、既に敷地造成に着手しておりましたので、始末書つきの申請となっております。申請地は三井中央高校から北東へ約460mのところに位置します。農地区分につきましては、都市計画法に規定する用途地域内にある農地でありますので、第3種農地と判断しております。雨水排水につきましては、自然流下及び浸透枡で排水します。汚水・生活雑排水につきましては発生しません。被害防除につきましては、既設のコンクリートブロックにより土砂の流出を防ぐ計画です。

これら全ての申請案件について、排水承諾等、添付書類を確認しております。

以上、9件につきましては、担当地区の農業委員及び推進委員の現地審査を踏まえ、書類審査を行いました。問題がないことを判断しております。御審議のほどよろしく申し上げます。

**委 員** 西部審査会の5条申請について報告します。

審議番号10番、地図ナンバーは14番です。転用目的は特定建築条件付売買予定地（10区画）として利用するものです。申請地は荒木小学校から西へ約500mのところに位置しております。農地区分につきましては、第1種農地と第3種農地が混在

してありまして、南北の道路に面した2筆については、上下水道管が埋設された道路の沿道の区域内であって、おおむね500m以内に病院と小学校がある農地ですので、第3種農地に該当するものと判断しております。中央の2筆については、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で、第1種農地に該当しますが、地域農業の振興に資する施設に供するものとして、不許可の例外規定に該当するものと判断しております。雨水排水につきましては、溜桝を経由して新設される道路側溝から北側の道路側溝へ排水されます。汚水・生活雑排水につきましては、北側及び南側の道路に埋設された市下水道管へ接続します。被害防除につきましては、コンクリートブロックを設置して、土砂の流出を防ぐ計画です。

続きまして、審議番号11番、地図ナンバーは15番です。転用目的は、露天資材置場として利用するものです。転用事業者は建設業を営んでおります。申請地は上津小学校から西へ約1.2kmのところに位置しております。農地区分につきましては、農用地区域内にある農地以外であって、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地でありますので、第2種農地と判断しております。雨水排水につきましては、自然流下で中央の道路側溝へ排水されます。汚水・生活雑排水につきましては発生しません。被害防除につきましては、法面施工及び緩衝地を設けて土砂の流出を防ぐ計画です。

続きまして、審議番号12番、地図ナンバーは16番です。転用目的は、営農型太陽光発電設備を設置するものです。申請地は、筑邦西中学校から東へ約600mのところに位置しております。農地区分については、農用地区域内にある農地ですが、一時的な利用に供するものとして不許可の例外規定に該当するものと判断しております。雨水排水につきましては、自然流下で排水口から北東の水路に排出されます。汚水・生活雑排水につきましては発生しません。被害防除につきましては、防護柵により土砂の流出を防いでおります。

本案件は、令和元年12月に既に許可を得ており、今回は2回目の更新手続となります。転用面積は、発電パネルの支柱66本、申請地の周囲を覆うフェンスの支柱47本、受電用ポール杭2本及び電柱1本の面積のみであり、転用期間は令和7年12月1日から3年間です。地上より2mから3m超の位置に太陽光パネルを設置し、その下でレンゲを栽培する計画となっております。レンゲは飼料として出荷する予定です。今回の更新にあたり、毎年報告書に基づいて、地域の平均的な単収の8割は確保されており、更新については問題がないものと思われま。JA三潞に所属する認定農業者より、日陰での育成環境や収穫量の確保など、特に問題がないことの意見

書をいただいています。

続きまして、審議番号14番、地図ナンバーは18番です。転用目的は、倉庫を建築するものです。申請地は、江上小学校から北東へ約1.1kmのところに位置しております。農地区分につきましては、特定土地改良事業の施工の区域内にある農地で、第1種農地に該当しますが、地域農業の振興に資する施設に供するものとして、不許可の例外規定に該当するものと判断されます。雨水排水につきましては、溜桝を經由して西側の水路へ排水されます。汚水・生活雑排水につきましては発生しません。被害防除につきましては、コンクリートブロックを設置して土砂の流出を防ぐ計画です。

続きまして、審議番号15番、地図ナンバーは19番です。転用目的は、露天駐車場として利用するものです。譲受人が営む書道教室の生徒用駐車場として利用する計画です。申請地は、青木小学校から南東へ約80mのところに位置しております。農地区分につきましては、特定土地改良事業の施工の区域内にある農地で、第1種農地に該当しますが、地域農業の振興に資する施設に供するものとして、不許可の例外規定に該当するものと判断しております。雨水排水につきましては、溜桝を經由して北側の水路へ排水されます。汚水・生活雑排水につきましては発生しません。被害防除につきましては、既設のコンクリートブロックにより土砂の流出を防ぐ計画です。

続きまして、審議番号16番、地図ナンバーは20番です。転用目的は、特定建築条件付売買予定地（4区画）として利用するものです。申請地は、犬塚小学校から西へ約1kmのところに位置しております。農地区分につきましては、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で、第1種農地に該当しますが、地域農業の振興に資する施設に供するものとして、不許可の例外規定に該当するものと判断しております。雨水排水につきましては、溜桝を經由して新設される道路側溝から南側の水路へ排水されます。汚水・生活雑排水につきましては、合併浄化槽を經由して新設される道路側溝から南側の水路へ排水されます。被害防除につきましては、コンクリートブロック、L型擁壁及び重力式擁壁を設置して土砂の流出を防ぐ計画です。

続きまして、審議番号17番、地図ナンバーは21番です。転用目的は、自己用住宅を建築するものです。申請地は、西鉄三潯駅から東へ約720mのところに位置しております。農地区分につきましては、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で、第1種農地に該当しますが、隣接土地と同一事業に供する

ものとして、不許可の例外規定に該当するものと判断しております。雨水排水につきましては、溜桝を経由して北側の道路側溝へ排水されます。汚水・生活雑排水につきましては、合併浄化槽を経由して北側の道路側溝へ排水します。被害防除につきましては、周囲と高さを合わせることにより、土砂の流出を防ぐ計画です。

続きまして、審議番号18番、地図ナンバーは22番です。転用目的は、特定建築条件付売買予定地（16区画）として利用するものです。申請地は、三潕中学校から南東へ約350mのところに位置しております。農地区分につきましては、第2種農地と第3種農地が混在しております。北側の2筆の農地については、西鉄三潕駅から、おおむね300m以内の区域にある農地でありますので、第3種農地に該当するものと判断しております。南側の3筆については、西鉄三潕駅から、おおむね500m以内の区域にある農地でありますので、第2種農地に該当するものと判断しております。雨水排水につきましては、溜桝を経由して新設される道路側溝から北側の道路側溝へ排水されます。汚水・生活雑排水につきましては、合併浄化槽を経由して新設される道路側溝から北側の道路側溝へ排水します。被害防除につきましては、コンクリートブロックを設置して土砂の流出を防ぐ計画です。

続きまして、審議番号19番、地図ナンバーは23番です。転用目的は、自己用住宅を建築するものです。申請地は、三潕中学校から南東へ280mのところに位置しております。農地区分につきましては、西鉄三潕駅から、おおむね300m以内の区域にある農地でありますので、第3種農地に該当するものと判断しております。雨水排水につきましては、溜桝を経由して南側の道路側溝へ排水されます。汚水・生活雑排水につきましては、合併浄化槽を経由して南側の道路側溝へ排水します。被害防除につきましては、コンクリートブロックを設置して土砂の流出を防ぐ計画です。

これら全ての申請案件について、排水承諾等、添付書類を確認しております。

以上、9件につきましては、担当地区の農業委員及び推進委員の現地審査を踏まえ、書類審査を行いました。問題がないものと判断しております。御審議のほどよろしく申し上げます。

**議 長** 報告ありがとうございました。終わりましたので、ただいまより質疑に入りたいと思います。質疑のある方は挙手を願います。質疑はございませんでしょうか。

「なしの声」

議 長 質疑がないようでございますので、ただいまより採決をいたします。なお、採決に当たりましては、第1号議案の審議番号17番、24番と、審議番号13番を除く第3号議案に分けて採決をいたします。

それでは、まず第1号議案の審議番号17番及び24番に賛成の方は挙手を願います。

全 員 挙 手

議 長 ありがとうございます。全員挙手により、第1号議案、17番、24番は可決をされました。

続きまして、審議番号13番を除く第3号議案に賛成の方は挙手を願います。

全 員 挙 手

議 長 ありがとうございます。全員挙手により、審議番号13番を除く第3号議案は可決されました。なお、第3号議案の審議番号1番、10番、12番及び18番は、許可相当として県農業会議へ意見聴取をいたします。

それでは、続きまして、第4号議案、「非農地証明について」を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事 務 局 15ページをお願いいたします。

第4号議案、非農地証明について。非農地証明願が提出されたので付議いたします。西部地域、1番、1件です。

1番、申請地、三潞町早津崎、畑1筆、664㎡。現況、宅地。証明理由、建築物等の敷地として相当なものであり、かつ建築後20年以上経過しているものです。地図ナンバーは24。

以上で説明を終わります。

議 長 説明が終わりましたので、質疑に入りたいと思います。質疑のある方は挙手を願います。

「なしの声」

議 長 質疑ないようでございますので、終了いたしまして採決をいたしたいと思います。  
第4号議案について、賛成の方、挙手を願います。

全 員 挙 手

議 長 ありがとうございます。第4号議案は全員挙手により可決されました。  
続きまして、第5号議案、「久留米市農用地利用集積等促進計画について」を議題  
といたします。事務局の説明をお願いします。

事 務 局 16ページをお願いいたします。

第5号議案、久留米市農用地利用集積等促進計画について。中間管理事業の推進に  
関する法律に基づき、久留米市長より久留米市農用地利用集積等促進計画について  
意見を求められたので付議いたします。

1、内容。第1区、1番、2番の2件です。なお、審議番号2番の案件につきましては、  
申請人は市の青年等就農計画の認定を受けており、新規就農者と認められて  
おります。農地利用適正化あっせん事業において、農業委員会が定める担い手売買  
の経営面積の基準では、耕作面積178アール以上となっておりますが、面積の基準  
の特例として権利を取得させるべき者が新規就農者である場合は、その特例に該当  
しているため、経営面積が178アールを下回っていても担い手売買の基準に該当す  
るものとなっております。

続きまして、第2区、3番、1件です。

17ページをお願いいたします。

第3区、4番から18ページ、7番までの4件です。

2、意見（案）。各譲受人の営農状況より要件を満たしていると認められるため、  
当該計画は問題ないと思われるとしております。

以上で説明を終わります。

議 長 説明が終わりましたので、ただいまより質疑に入りたいと思います。質疑のある方  
は挙手を願います。質疑はございませんでしょうか。

「なしの声」

議長 質疑ないようでございますので、終了いたしまして採決をいたします。  
第5号議案について、賛成の方は挙手を願います。

全 員 挙 手

議長 全員挙手により、第5号議案は可決されました。よって、久留米市長宛てに通知を  
いたしたいと思えます。

それでは、続きまして、報告事項に入ります。

報告第1号、農地法第4条第1項第7号の規定による届出の受理の専決について。

報告第2号、農地法第5条第1項第6号の規定による届出の受理の専決について。

報告第3号、農地法第18条第6項の規定による通知について。

事務局の説明を省略いたします。

ただいまより質疑に入りたいと思えますが、質疑のほどございませんでしょうか。

「なしの声」

議長 質疑がなければ、報告第1号から第3号までの報告事項を終わります。  
次に、お諮りいたします。本総会におきまして議決されました案件で、条項、字句、  
数字その他の整理を要するものにつきましては、その処理を議長に委任されたいと  
思えます。御異議ございませんでしょうか。

「なしの声」

議長 ありがとうございます。御異議なしと認めます。よって、議決された案件で、条項、  
字句、数字その他の整理は議長に委任することに決定をいたしました。

ただいまから議事録署名委員を指名いたします。久留米市農業委員会会議規則第10  
条第2項の規定により、7番、古賀喜治委員、21番、福島哲憲委員にお願いをいた  
します。

以上をもちまして、農業委員会総会を閉会いたします。